

奈良県における大阪・関西万博に伴う経済波及効果の試算業務 公募型プロポーザル実施要領

第1 趣旨

本実施要領は、奈良県における大阪・関西万博に伴う経済波及効果の試算業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

第2 業務の目的

2025年4月13日から10月13日にかけて開催される「大阪・関西万博」は、国内外から約2,800万人もの入場者が見込まれる一大イベントであり、万博をきっかけにして奈良県内を訪れる観光客が増加することも期待される。また、奈良県内では、万博を契機とした複数のイベントの開催も予定されており、これらのイベントへの来訪者による県内での消費も見込まれる。

本業務は、このような大阪・関西万博に伴う奈良県への来訪者の増加とその消費活動等に伴って、奈良県内で発生する経済波及効果を試算することを目的とする。

第3 業務概要

1 業務名

奈良県における大阪・関西万博に伴う経済波及効果の試算業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務の内容

大阪・関西万博開催期間中の奈良県内への来訪者による消費活動等に着目し、以下の2つを対象として経済波及効果を試算する。

(1) 大阪・関西万博を契機とした奈良県内での観光等に伴う経済波及効果

(2) 大阪・関西万博を契機として奈良県内で開催されるクラフトフェア（実行委員会が主催するものに限る。以下同じ。）に伴う経済波及効果

3 委託業務実施期間

契約締結の日から令和8年1月30日

4 委託限度額

10,888,900円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第4 提案者の参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- 3 企画提案書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定によ

- る更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 6 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 7 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
 - 8 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - 9 役員等が、その属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - 10 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
 - 11 上記9及び10に掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - 12 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、以下の①に該当する者であること。
①営業種目「Q4 検査・分析・調査業務」に登録している者であること。
 - 13 過去5年間(平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間)において、国又は地方公共団体を相手方として、本業務と同種の業務を受託し、適正に履行した実績を有すること。
※同種業務：経済波及効果に関する調査業務をいう。
※共同企業体(JV)による参加の場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。
(1) 共同企業体の全ての構成企業が上記1から11の条件を満たしていること。
(2) 共同企業体のうちいずれかの構成企業により、上記12及び13の条件を満たしていること。

第5 参加手続き等

1 担当課(書類の提出先及び問合せ先)

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地(奈良県庁本庁舎5階)

大阪・関西万博奈良県実行委員会事務局(奈良県総務部知事公室万博推進室内)

TEL : 0742-27-8083 (直通)

FAX : 0742-22-8012

E-mail : banpaku@office.pref.nara.lg.jp

2 実施要領及び仕様書の配布

令和7年3月6日(木)から3月21日(金)午後5時までの間に1の担当課又はインターネットの奈良県万博推進室ホームページにて配布する。

ただし、担当課における配布は、正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとし、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月奈良県条例第32号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。

3 説明会の開催

本プロポーザルの実施に係る説明会は行わない。

4 仕様書等に関する質問

質問がある場合は、下記により質問票を提出すること。

(1) 質問方法

質問書【様式5】により、1の担当課あてにメールにて提出すること。送付後、必ず電話にて確認の連絡をすること。

(2) 受付期間

令和7年3月17日(月)の午後5時まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問の要旨と併せて奈良県万博推進室のホームページに掲載する。(令和7年3月19日(水)掲載予定)

なお、質問者名の公表及び質問者への個別回答は行わない。

※当該質問及びその回答は、その後における提案内容の審査事項に反映されるものとなることから、来訪又は電話による質問に対する回答は行わない。

5 参加申込

企画提案参加を希望する者は、以下の提出物を1の担当課に提出すること。

各様式について押印省略は可能。

(1) 提出物

①参加申込書【様式1】

②誓約書【様式2】

③参加申込者概要書【様式3】(会社概要などがあれば添付すること。)

④業務実績【様式8】

過去5年間(平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間)に国又は地方公共団体を相手方として受託し、履行した同種業務の実績を記載すること。(平成31年4月1日以降に受託し、履行した契約書の写し等を添付すること。)

※同種業務：経済波及効果に関する調査業務をいう。

共同企業体(JV)による参加の場合は、以下の提出物も1の担当課に提出すること。

⑤共同企業体委任状【様式9】

⑥共同企業体一覧【様式10】

⑦共同企業体協定書【様式11】

※参加申込書【様式1】、誓約書【様式2】及び業務実績【様式8】は、共同企業体の

代表企業が提出すること。

※参加申込者概要書【様式3】は、構成する全ての団体について提出すること。

(2) 提出期限

令和7年3月21日（金）の午後5時まで

ただし、受付は正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとし、県の休日を除く。

(3) 提出方法

持参又は郵送により、上記期限までに必着で提出すること。また、封筒に「参加申込書在中」と朱書きすること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便とすること。

※参加申込書を提出した後、企画提案書を提出しない場合は、速やかに1の担当課に連絡するとともに、令和7年3月31日（月）午後5時までに、参加辞退届【様式4】を持参、郵送又はメールにて提出すること。

(4) その他

参加申込者が2者に達しない場合は、募集内容等を見直し、再度公募を行うものとする。

6 企画提案書の提出

以下の提出物を1の担当課に提出すること。

各様式について押印省略は可能。但し、見積書について押印省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

(1) 提出物

次の各号に掲げる事項を記載した書類を6部（正本1部、副本5部）提出すること。（提出用紙サイズは、A4版縦とする。）

※正本1部には事業者（会社）名を記載し、副本5部には事業者（会社）名、ロゴマーク等事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。

①企画提案書（表紙）【正：様式6】、【副：様式6-1】

②企画提案書（本体）

次に示す項目について、具体的に記載すること。

仕様書及び別記「審査基準」の審査項目（以下「審査項目」という。）をふまえて記載すること。

(ア) 委託業務実施体制及び実施要員【様式7】

(イ) 実施スケジュール【様式任意】

(ウ) 奈良県における大阪・関西万博に伴う経済波及効果の試算業務における企画（審査項目3～7の内容をふまえて記載すること）【様式任意】

(エ) 見積書【様式任意】

別紙【見積書記載例】を参考に、業務実施に要する経費の内訳を記載した見積書を作成すること。

(2) 企画提案に係る留意事項

①提出できる企画提案書は、1提案者につき1案とする。

②提出された企画提案書は返却しない。また、企画提案書の取り扱いは以下のとおりと

する。

- ・企画提案書は委託業者を特定するために必要な範囲で複製する。また、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）に基づき、開示する場合がある。

（3）提出期限

令和7年3月31日（月）の午後5時まで

ただし、受付は正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとし、県の休日を除く。

（4）提出方法

持参又は郵送により、上記期限までに必着で提出すること。また、封筒に「企画提案書在中」と朱書きすること。企画提案書について、提出後の追加及び修正は認めない。

※郵送の場合は、簡易書留郵便とすること。

（5）その他

提案者が1者の場合、実行委員会が設置する「奈良県における大阪・関西万博に伴う経済波及効果委託事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の各委員の合計得点が、満点の6割以上でかつ、審査委員会の合議により認められたものについては、当該提案者を受託者として選定することができる。

第6 選定方法等

1 評価基準

別記「審査基準」に基づき評価する。

2 プレゼンテーション及び質疑応答の実施

実行委員会が設置する審査委員会において、業務遂行能力、企画提案書の事業実施内容及び事業費内容について、令和7年4月上旬にプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。日時、場所については、別途通知する。

3 評価方法

提出された企画提案書等について、書類審査、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答（審査委員会）を行い評価基準に基づき評価する。

4 候補者の特定方法

（1）審査委員会において、業務遂行能力、企画提案書の事業実施内容及び事業費内容について総合的に評価し、最も高い評価を受けた者を委託候補者として特定する。ただし、各委員の合計得点が、満点の6割以上でなければならないこととする。

（2）最高点の者が複数いる場合、見積額の安価な提案者を委託候補者として特定する。

5 結果の通知

企画提案書を提出した者には、特定又は非特定の通知を行う。（令和7年4月上旬を予定）

6 選定結果の公表

選定結果について、次に掲げる事項について奈良県万博推進室ホームページに公表するものとする。

（1）業務名、受託者の所在地、名称、代表者氏名及び審査年月日

（2）受託者・提案者毎、評価項目毎の評価点及び合計点（ただし、受託者以外の業者名は公表

しない。)

第7 契約

- 1 本業務の委託については、第6の5の特定の通知を受けた者と、業務委託契約の仕様等について協議・調整を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、実行委員会との協議により修正・変更を行う場合がある。
- 2 企画提案にあたって、次のいずれかに該当する場合は契約の相手方とせず、また契約後にあつては契約を解除する。
 - (1) 企画提案書等に虚偽の記載、申告があつた場合
 - (2) 企画提案書に実現可能性がない内容が含まれていた場合
 - (3) 業務遂行の意思が認められない場合
 - (4) 業務遂行の能力がないと認められる場合
- 3 協議の結果、契約締結の合意に達しなかつた場合又は最優秀提案が上記理由等により取消となつた場合には、その事業者との契約を行わず、次点の事業者と協議を行う場合がある。

第8 その他

- 1 実施要領の承諾
企画提案に応募する者は、参加申込書の提出をもって、本要領のすべての記載内容を承諾したものとみなす。
- 2 提案者の失格
提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。
 - (1) 第4の提案者の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
 - (2) 複数の提案書を提出したとき。
 - (3) 提出のあつた提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合していないとき。
 - (4) 提出書類に虚偽があつたとき。
 - (5) 提案書受付期限までに所定の書類が整わなかつたとき。
 - (6) そのほか不正な行為があつたとき。
- 3 参加資格の喪失
参加申込書の提出後、契約締結までの期間に入札参加停止等となつた場合には、以後の本件手続きに関する参加資格を喪失する。
- 4 書類作成の経費
企画提案書を含め提出書類の作成等に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- 5 契約条件等
契約者は、契約金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を契約締結時に納付すること。ただし、契約者が奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、契約保証金を免除する。
- 6 委託費の支払
本業務の委託費は、事業完了後に県が検査を行い、適正と認められた場合に支払うことと

し、前金払及び部分払は行わない。

(別紙)

【見積書記載例】

令和 年 月 日

大阪・関西万博奈良県実行委員会

会長 山下 真 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

金 ●●●, ●●●, ●●● 円 (消費税及び地方消費税を含む)

委託業務名 奈良県における大阪・関西万博に伴う経済波及効果の試算業務

上記の通り見積します。

【内訳】

項目	数量	単位 (人日、回等)	単価	金額(円)	備考
【奈良県内での観光等に伴う経済波及効果】					
調査企画費				〇〇	
集計関係費					
〇〇				〇〇	
〇〇					
【奈良県内で開催されるイベントに伴う経済波及効果】				〇〇	
調査企画費					
〇〇				〇〇	
小計				〇〇	
消費税(10%)				〇〇	
合計				〇〇	

※ 見積書の内訳は、必要に応じて適宜変更すること

(代表者印を省略する場合は下記記載)

発行責任者氏名 : 〇〇 〇〇 連絡先 : 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

担当者氏名 : 〇〇 〇〇 連絡先 : 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇